

当面の検討課題と今後の主要論点

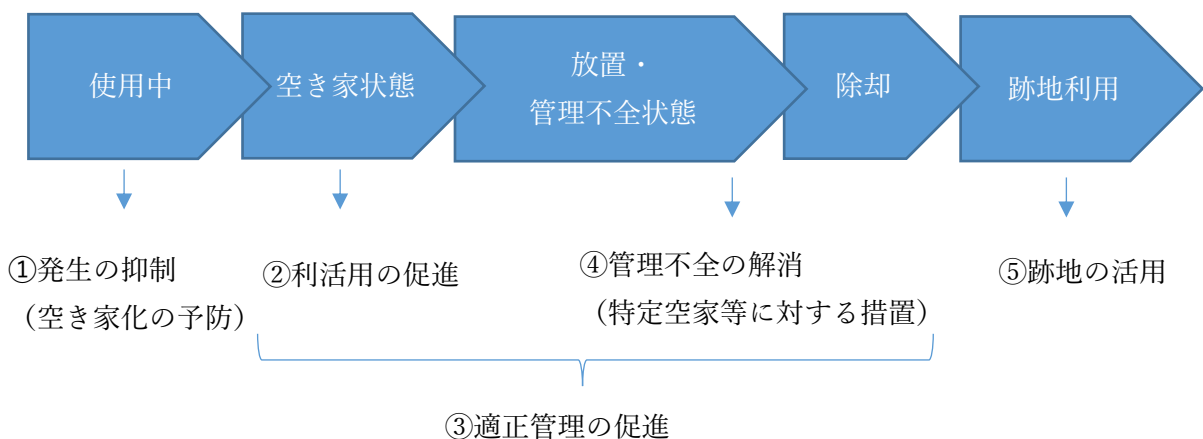
1. 当面の検討課題

- (1) 空家等調査について ⇒ <資料 6,7>
- (2) 空き家（空き地バンク）の設置・運営検討について ⇒ <資料 8>

2. 今後の主要論点

- (1) 【予防策】空家化を予防するための方策（①）
⇒ 行政による情報発信強化、相談窓口の設置、専門家への相談機会の提供等
- (2) 【利活用・跡地活用】利活用の促進（②、⑤）
⇒ 空き家バンク運営、行政区・民間と連携した地域コミュニティ活性化等
- (3) 空家等の適正管理（特定空家等を含む）（③、④）
⇒ 空家等の所有者に対する啓発・指導、特定空家等判断基準・プロセスの策定

○空き家発生と方針・施策の段階イメージ図



空家等<法第2条第1項>

建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

特定空家等<法第2条第2項>

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態